

## 第65回社会保障審議会障害者部会における意見について

平成27年6月15日

全国知事会

## 1 見直しに向けた基本的考え方について

## (1) 障害者福祉制度の在り方について

- 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現のため、見直しに当たっては、障害者の自己選択・自己決定を尊重し、利用者本位のサービスが提供できる制度、仕組みとすべきと考える。
- また、これまでの法律の施行状況や事業の実施状況等を十分に踏まえ、将来にわたって持続可能な安定した制度運営ができるとともに、障害者が地域格差なく必要な障害福祉サービスを受けられるよう、国の責任において、国庫補助・負担金、地方交付税交付金を含め、必要な財源を確保すべきと考える。

## (2) 地方公共団体の参画について

- 見直しに際しては、障害当事者や障害関係団体をはじめ、実施主体である地方公共団体等の意見を十分に踏まえた上で、必要な検討を行うとともに、地方公共団体において、制度の施行準備に支障を来さないよう、見直しのタイムスケジュールを明確にするとともに、早期の情報提供や十分な準備期間を確保し、障害者、支援者、事業者に混乱が生じないよう配慮すべきと考える。

## 2 常時介護を要する障害者等に対する支援について

## (1) 支援という視点からの検討について

- 障害者に対する支援については、介護という狭義の意味でとらえるのではなく、日常生活を営む上で、どのような支援を必要としているかという「社会的モデル」の視点から、障害福祉サービス全体の在り方について見直しを行うべきと考える。

## (2) 包括的なサービスの検討について

- 従前の事業所による個別サービスでは、障害者のニーズに十分応えることができず、また、マンツーマンによる包括的なサービスの方が経費的にも効率的であることなどについて、サービス内容のチェック機能の導入とともに、根拠を伴う慎重な検討が必要と考える。

## (3) 入院看護の在り方について

- 入院中の看護については、保険医療機関の看護職員によって行われるものとされているが、意思疎通に困難がある重度障害者等については重度訪問介護の利用など、介助者の派遣ができるように見直す必要があると考える。

## 3 障害者等の移動の支援について

## (1) 個別給付化に向けた検討について

- 個人向けの給付となる移動支援については、支援を行う社会資源の地域的偏在に留意し、地域格差を生じることなく適切な水準を確保しながら、基本的に自立支援給付の移行に向けた検討を行う必要があると考える。
- また、通学や通勤等における支援を行うべき主体の明確化と、その支援策の制度化についても検討を行う必要があると考える。

#### 4 障害者の就労支援について

##### (1) 関係機関の連携強化について

- 就労移行支援、就労継続支援A型・B型について、利用者本人の意向、事業者の施設運営・経営方針、特別支援学校、障害者雇用の受け皿となる企業、就労支援機関等において、就労促進に向けた基本的考え方を地域で共有するとともに、関係機関の連携を強化する施策、取組が必要と考える。

##### (2) 事業者への政策的指導の強化について

- 事業者の施設運営・経営方針によって、利用者本人の就労意向が阻害されるようなことがあってはならず、事業者において、就労支援に向けた適切な訓練等給付が行なわれるよう、都道府県、市町村における就労支援の人材を確保し、事業者への政策的指導を強化する必要があると考える。

#### 5 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方について

##### (1) 障害支援区分の認定について

- 平成26年4月から適用開始された障害支援区分の施行状況に基づき、障害支援区分に応じた障害福祉サービスの支給量や支給内容が妥当かどうかの利用基準について、障害福祉サービスの利用状況や障害者ニーズを踏まえ、地方公共団体と意見交換をしながら、必要な検証を行う必要があると考える。

##### (2) 認定における二次判定について

- 区分変更の事例を収集し、身体、知的、精神の障害種別による格差が生じないように、判断の指針を示すなど明確な判断基準を確立する必要があると考える。

#### 6 障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について

##### (1) 成年後見制度の取組促進について

- 成年後見制度利用支援事業については、所得制限の廃止や補助の拡充等、その在り方を検討する必要があると考える。また、成年後見制度法人後見支援事業については、広く事業周知を行い、取組を促進する必要があると考える。

#### 7 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方について

##### (1) 意思疎通支援事業の個別給付化について

- 個人向けの給付事業については、支援を行う社会資源の地域的偏在に留意し、地域格差を生じさせることなく適切な水準を確保しながら、基本的に自立支援給付への移行に向けた検討を行う必要があると考える。

##### (2) 盲ろう者への通訳・介助者派遣事業の個別給付化について

- 特に、盲ろう者については、長時間にわたる包括的な支援を必要とするため、通訳・介助者派遣事業について、個別給付の対象とした方が、利用者本人のニーズに対応するものとする。なお、その際は、これまで自治体で行ってきたサービス水準を低下させることがないように実態把握に努め、適切な対応を図る必要があると考える。

## 8 精神障害者に対する支援の在り方について

### (1) 精神障害者の介護保険サービスの利用促進について

- 精神障害者の介護保険サービスの利用促進のため、介護サービス事業者への精神障害者に対する理解促進や支援技術の向上等の環境整備が必要である。

### (2) 長期入院患者の地域移行について

- 適切な報酬評価により、医療機関における支援機関が参加したカンファレンス等を促進するなど、退院促進に向けた地域連携機能を強化するとともに、相談支援専門員、サービス提供事業者、行政機関等が連携し、地域での受入体制の整備に取り組む必要があると考える。

## 9 高齢の障害者に対する支援の在り方について

### (1) 地域包括ケアの導入について

- 障害者が高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるためには、地域において障害者福祉と高齢者福祉の垣根を越えたトータルなサポート体制が必要であり、地域づくり・まちづくりの観点から、医療、介護、福祉、障害等の各分野が連携した地域包括ケア体制の構築に向けた仕組みづくりやそれを支える人材確保に取り組む必要があると考える。

### (2) 介護保険対象者に係る国庫負担基準について

- 国庫負担基準が極端に低く設定されているほか、居宅介護については、介護保険対象者に係る国庫負担基準が設定されていないため、各自治体の実情に応じて、適切に国庫負担基準を改めるべきと考える。

### (3) 介護保険優先制度について

- 65歳到達時での介護保険適用と障害福祉適用との関係について、市町村における支給決定の実態を踏まえ、両サービスの提供の在り方について検討する必要があると考える。

## 10 障害児支援について

### (1) 発達障害医療支援体制等の充実について

- 発達障害を早期に発見し、適切な診療や療育につなげ、ひきこもり、家庭内暴力といった二次障害や行動障害を防止するためには、適切な医療支援が必要である。
- 発達障害を的確に診断、診療できる医療機関は限られているため、専門医等の医療従事者の養成や、医療機関・療育機関・就労支援機関・学校等の関係機関による連携を強化し、地域全体で発達障害児を支える支援体制の構築に向けた施策の充実が必要と考える。

## 11 その他の障害福祉サービスの在り方等について

### (1) 利用者負担の在り方の検討について

- 持続可能な障害福祉制度の維持に向けて、利用者負担の在り方に係る議論は避けて通れない喫緊の政策課題であると考えます。
- 現行制度では、住民税非課税と生活保護の利用者が、全体利用者の約93%を占めている状況にある中であって、負担が可能な利用者については、応分の利用者負担を求めるなど、医療や介護といった他制度との均衡や、障害福祉サービスの利用状況等を踏まえ、利用者負担について、国民的合意が得られるよう、正面から議論を行う必要があると考える。なお、その際は、地方自治体を含めた関係団体等に十分な聞き取りを行う必要があると考える。

## (2) 地域生活支援事業における財源措置について

- 地域生活支援事業については、地域の実情や利用者のニーズに応じた事業が円滑に実施できるよう、国庫補助金の拡大と事業実績に見合った確実な財源措置を講じる必要があるとともに、配分方法や配分状況について地方公共団体に情報提供すべきと考える。
- また、必須事業のうち、意思疎通支援や移動支援、日常生活用具の給付といった個人向けの給付事業については、障害者の日常生活や社会参加など障害者の自立支援に不可欠なサービスであることから、地域格差を生じさせることなく適切な水準を確保し、安定的に事業が実施できるよう、その財源については必要な経費が確保できる国庫負担金とし、個別給付への位置付けについて検討する必要があると考える。

## (3) 相談支援専門員の資質向上について

- 利用者本人の意向を十分踏まえ、地域資源を最大限活用し、効果的なサービス等利用計画が作成されるよう、相談支援専門員の安定的な配置及び地域マネジメント能力の向上を図る施策を充実するとともに、介護保険と十分連携する仕組みを整備する必要があると考える。
- 併せて、中長期的には国家資格の導入を検討する必要があると考える。

## (4) 障害福祉サービスの分析システムについて

- 障害福祉サービスの利用状況や提供状況等に係るデータを「可視化」し、障害福祉計画の策定やそのPDCAサイクル、関係サービスの政策的誘導や均てん化、都道府県・市町村間のデータ比較等が的確にできるよう、障害福祉サービスデータの分析システムを整備する必要があると考える。

以上